事　務　連　絡
2016年（平成28年）10月　1日

サービス事業所　各位

介 護 保 険 課 長

介護予防・日常生活支援サービス事業の開始に伴う事故報告書様式の変更について

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきまして、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、藤沢市では、事故発生時の報告取扱について、神奈川県の定める「取扱要領（標準例）」に基づき、報告を受けているところですが、このたび、介護予防・日常生活支援サービス事業の１０月１日からの開始に伴い、事故報告書様式について、１事業所の概要欄のサービス種類欄に「介護予防・日常生活支援サービス事業」「訪問型サービス（　　）」「通所型サービス（　　）」欄を追加し、「介護予防支援」欄を「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」欄にするなど、変更しましたので、ご連絡します。

【記載方法について】
（１）現行の介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスの事故については、新設の「介護予防・日常生活支援サービス事業」にチェックし、「訪問介護」または「通所介護」にチェックをお願いします。
（２）介護予防ケアマネジメントの事故については、新設の「介護予防・日常生活支援サービス事業」にチェックし、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」にチェックをお願いします。
（３）多様なサービス（2016年１０月現在では、緩和した基準によるサービスである訪問型サービスＡのみです）の事故については、新設の「介護予防・日常生活支援サービス事業」にチェックし、それぞれ「訪問型サービス（　　）」「通所型サービス（　　）」にチェックし、また、（　　）内には、緩和した基準によるサービスの場合であれば（Ａ）のように記載をお願いします。
今後、新しい多様なサービスが開始されたときは、（　　）内にＡのほかにＢやＣ等の区分の記入をお願いします。

２対象者欄以降については、今までと同様です。

※なお、１０月１日以降の事故報告は、藤沢市が今回作成した新しい様式での提出をお願いします。（介護情報サービスかながわ→ライブラリー（書式／通知）にある事故報告様式（標準例）は、神奈川県作成のため、藤沢市様式とは異なっていますので、ご注意ください。）

事務担当：　総務・給付担当
電話　25-1111（内線　3141）